

## 周辺景観との調和に関する検討、河川景観の観点から助言

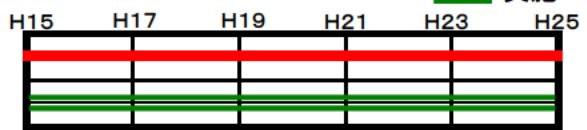
### ●具体的な整備内容

新設・改築する施設等については、周辺景観との調和に関して検討する。検討にあたっては、自然公園法等の法律や条例に基づき景観保全措置を行っている関係自治体と連携する。なお、河川管理者以外が設置する構造物等の許認可に際しては、関係自治体と連携し、河川景観の観点から指導・助言を行う。

### ●事業費

|             |   |
|-------------|---|
| ・全体事業費      | 円 |
| ・うち執行済      | 円 |
| ・うち整備計画期間内  | 円 |
| ・うち整備計画期間以降 | 円 |

### ●実施スケジュール



### ●委員会等からの意見

周辺景観との調和に関する検討は、河川景観の観点から積極的に検討・実施するべきである。

河川管理施設の景観形成の方向性についての検討は、積極的に推進するべきであり、河川景観の保全・創造については、下記事項に配慮することが必要である。

- ・堤内から眺める景観の重視
- ・堤外から眺める景観の保全
- ・環境美化という発想ではなく、本来の自然生態系の構成要素にふさわしい環境整備
- ・河辺に生物にとってのランドマークとしての高木や、休息場所、隠れ家になる河畔林や樹林帯の保護

また、高規格堤防の整備に際しては、景観上、下記事項に配慮することが必要である。

- ・高層建築物の連続配置による河川景観の悪化
- ・河川からの風通しの確保による都市のヒートアイランド現象の緩和効果

なお、周辺景観との調和に関する検討は琵琶湖・淀川以外の地域(例えば都市化の進んだ猪名川)でも積極的に行うことが必要である。

「湖岸全周にわたっての環境情報図の作成」とあるのみで、その結果もまた、それに基づいて何を検討するのかが、全く示されておらず、これでは進捗状況を示したことにはならない。早急に、結果等を明らかにされたい。【琵琶湖部会】

### ●進捗状況報告①

嵐山の景観保全策として天竜寺の局舎、CCTVにおいて周辺景観に配慮した構造物を設置。



琵琶湖湖岸全周にわたっての環境情報図を作成し公表(平成17年8月30日)

環境情報図については、瀬田川水辺協議会において「水辺の景観」「水辺の植生」をテーマに議論を行う中で、既に中間取りまとめを実施した「水辺の景観」、今後の水辺協議会で行う「水辺の植生」等を踏まえ瀬田川のあるべき姿についての提言を行う予定であり、提言を行うための現状把握の手段として活用する。

[illegible]

<http://www.biwakokasen.go.jp/others/kankyoujyohou/index.html>